

## 第 151 回練馬区緑化委員会 会議の記録

- 1 日 時 平成 29 年 3 月 22 日（水）午後 1 時～
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎 7 階 第一委員会室
- 3 出席者 会 長：金子忠一  
副会長：横田樹広  
委 員：藤崎健一郎、佐藤留美、西貝孝之、  
小川けいこ、小川こうじ、倉田れいか、  
坂尻まさゆき、やない克子、植松正一、  
西貝嘉隆、中村忠、後藤幸子、三浦雄二、  
本橋世紀子、中村壽宏、松延圭悟  
理事者：都市農業課長、環境課長、都市計画課長  
開発調整課長、道路公園課長  
事務局：環境部長、みどり推進課長

- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者数 3 名（傍聴人定員 10 名）
- 6 次 第
- 1 開会
- 2 審議
- (1)練馬区みどりの基本計画の改定等について  
(諮問第 189 号)
- (2)保護樹木の指定解除について(諮問 194 号)
- 3 報告
- (1)保護樹木の新規指定について
- (2)保護樹木の指定解除について
- (3)「みどりの区民会議」について
- 4 その他
- 7 会議内容

みどり推進課長 定刻となりました。本日は年度末のお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。みどり推進課長、塩沢です。よろしくお願いいたします。

開会に当たり、事務局から出席委員数を報告します。

ただいまの出席委員数は 16 名です。当委員会の定数は 22 名です。過半数の出席がありますので、本日の委員会は成立しています。

なお、星委員、早川委員、加藤委員から欠席の届けをいただいています。また、佐藤委員からは遅参の報告をいただいています。

以上です。会長、よろしく申し上げます。

会 長 第 151 回緑化委員会に、お集まりいただきありがとうございます。ございます。

今日の審議事項は、定例事項とあわせてここ数回ご議論いただいています「みどりの基本計画の改定等について」もあります。後ほど事務局からお話があるかと思いますが、これは少し時間をかけてじっくり議論するということです。どうぞ本日も様々なご意見をいただければと思いますのでよろしく申し上げます。

では、審議に入る前に、事務局から資料の確認をお願いします。

みどり推進課長（資料確認）

会 長 諮問案件の審議について始めます。まず 1 件目は、「練馬区みどりの基本計画の改定等について」になります。事務局よりご説明をお願いします。

みどり推進課長（資料 1 - 1 から資料 1 - 6 までを説明）

会 長 ありがとうございます。関連するということで資料 1 を一通りご説明いただきましたが、少し分けてご意見をいただきたいと思えます。まず、最初は資料 1 - 1、スケジュールの変更に関してです。当初この諮問の答申については、29 年度の 7 月を予定していましたが、30 年 1 月まで議論しようとの説明がありました。このスケジュールについて何かご質問ありますでしょうか。大体よろしいでしょうか。

では、このスケジュールに沿って、当緑化委員会でも審議を進めていきます。

みどり推進課長 少し補足します。先ほど説明しましたが、このみどり施策の新たな考え方、いわゆる改定の方向性の部分、将来像、目標、基本方針が資料 5 と 6 に関連します。本日

と次回5月の緑化委員会で審議いただき、7月に中間まとめをしたいと考えています。それからまた引き続き、計画の審議をいただくというスケジュールの変更になりますのでよろしく申し上げます。

会 長

ただいまの補足も含めてよろしいでしょうか。

では、それで進めていきたいと思えます。よろしく申し上げます。

続いては、特に意識調査、それから緑被率の現状調査の詳細の結果ということでご報告しました。資料1-2から1-4になります。これについて、何かご質問あるいは先ほどのご説明で不足等があったり補足等いただきたい等ありましたら、ご意見等いただきたいと思えます。いかがでしょうか。

みどり推進課長 補足ですが、これまでも25.4%の緑被率が23区で1番で、2番が世田谷でした。世田谷も今年度、実態調査を行い、その結果が先日出まして、23.56%の緑被率。23区で1番を保っています。

A 委員

議会でも申し上げたので、手短にしますが、練馬では「みどり30」であって、これはお互い真似したわけではないのですが、偶然にも世田谷が「みどり33」という同じような名前の計画を出されていたわけなんです。前回、みどりの基本計画より先に、なぜか「みどり30」ができてしまったという逆転現象が起きていたもので、今回はそういうことがないようにしていただきたいと思えます。

また、みどりの質が大事だという話が意見としても出ていますし、区としてもそう思われているということなので、「みどり30」という名前を含めて、今後見直しを図っていただきたいということを改めて要望します。

また、目標数値は必要なもので、この緑被率30%という数値を落とす必要はないと思えますが、区民の方に、もう少し親しみやすい、例えば畑率だとか、桜がいっぱいありますが、桜率だとか、そういった計画の中身とは別に表向きの数値などを出していただくのもわかりやすいのではないかと、意見として申し上げます。

そして質問ですが、議会でも申し上げたのですが、練

馬区には都営住宅、区営住宅が結構ありまして、区営住宅、都営住宅は非常に普通の一般の家庭では考えられないくらいな建ぺい率で建てられているので、駐車場を含めて、たくさん土地があります。区営、都営のような住宅は、税制的に優遇されているわけですから、拡大解釈すれば、当然練馬区の地域の人たちにも権利があるわけです。そういう中で区営や都営住宅の中にアメリカやヨーロッパのように、コミュニティーガーデン、公園ではなくて、あくまでみどりのガーデンをつくって、地域の人たちに参加していただいて、一緒につくり上げて育ててもらおうというような取組が可能なのではないかと思います。いかがでしょうか。

みどり推進課長 まず「みどり30」の目標については、緑被率の数値を目標として良いのかという議論はあります。減少しているこの数字をずっと30%で置いていくのはいかなものかというご意見もいただいています。逆に「みどり24」にすれば良いのか、あるいは「みどり20」にすれば良いのかと数字にこだわるのは、目標としていかなものかという考えもあり、この目標の置き方、あるいはわかりやすい設定を、かなり丁寧に考えていかななくてはならないと考えています。

コミュニティーガーデンについては、みどりの区民会議でもそのような意見をいただいています。公共施設のスペース、都営、区営住宅のようなスペース、これは、所有者はいわゆる公共ですので、そのようなコミュニティーガーデンとして利用できるかどうかは、今後みどりを増やしていくという視点で検討していく部分であると考えています。

#### A 委員

身近なみどり、協働のみどりという意味では、例えばモデル地域のようなものをつくって、ぜひ実現していただければと要望します。

それと、これも議会で申し上げたのですが、豊玉小学校に樹齢を100年超えたヒマラヤスギがあり、そちらにこの木がCO<sub>2</sub>をこれだけ吸収してくれているのだと数字で子どもたちにもわかる看板をつけていただきました。これは環境部でやっていただいた事業だと思います。

保護樹林、保護樹木は、所有者の方たちが、ある意味わずかな補助金で、ご自分の資産をなげうって保護していただいているわけですが、みどりを大切にしてくださいとおっしゃる人がいる半面、邪魔だという方も当然いらっしゃいます。そのような中で、みどりに対して意識を持ってもらうために、この木たちは、皆さんがクーラーや暖房を使って排出してしまっているCO<sub>2</sub>をこれだけ吸ってくれているのだということが数値でわかれば、みどりに対して意識の薄い人も少し関心を持っていただけるのではないかと思います。保護樹林、保護樹木等にもそのような数値のわかる看板をつけていただく取組をもっと広げていただければと思いますが、いかがでしょうか。

環境課長

環境課で省CO<sub>2</sub>の取組をしていますが、子どもたちに協力していただいている事業で、どれだけCO<sub>2</sub>が減らせるかを知るきっかけとする目的でエコライフチェック事業を実施しています。その一環で、学校の希望を聞いて、学校の樹木に合わせた表示をするということを今年始めたところです。

保護樹木や保護樹林についてですが、名木が皆さんに見ていただくことを前提に看板などを置いていますので、まずは名木からやってみてはどうかと所管と話しています。保護樹林は看板をどこにつけたら良いのかという問題があることと、皆さんに見てもらおうという前提としていない保護樹木の所有者も中にはいらっしゃるので、所有者の希望を聞きながら、パネルの大きさなども含めてどのようにしていけば良いか考えていきます。

今回お示ししている資料1-6の中でも、みどりの魅力の発信、多機能性をどのように皆さんに知っていただくかというところを今後取り組む必要があるのではないかと考え、案として取り上げていますので、今のお話のような取組もしていければと考えています。

A 委員

好きなみどり、必要なみどり、みどりに様々な効果があると思いますので、そのようなことを区民に発信しながら施策、事業をしていただきたいと要望します。

会 長

ほかに、資料 1 - 2 から 1 - 4 の調査結果までで何かありますでしょうか。

B 委員

目標値を決めるのは大事だと思いますが、それより具体的にどう施策を進めていくかというのがずっと大事だと思いますので、今出てきたコミュニティーガーデンなども含めて、ここにもいらっしゃるような専門家の方の意見、それから後の議題にある、区民会議でも様々な意見が出てきています。スケジュールを見ますと、それが中間のまとめから答申案までの数カ月になっていますが、その間に行われるのが、緑化委員会が 1 回位、あと区民の提言を募集して、それから有識者委員会における検討と書いてありますが、この期間にかなり詰めた議論をしないとなりません。何となく意見が出てきたで終わってしまうのではなく、具体的にどういう場所でどうすればできるか、コミュニティーガーデンも実際にどういう場所にできるのかという議論。

それから、例えば今、農地が問題になっていますが、数値目標だけ立てるのではなく、相続によって農地が減っていくのをどうすれば食い止められるのかということを真剣に議論しないといけないと思います。この間、聞かせてもらった講演では、例えばネリマメのプロジェクトがありました。あの様に生産者と加工業者と消費者をつなげるような仕組みを、自然にできるのを待っているのではなく、このような委員会や、あるいは役所の方でもっとバックアップして、そういうスキームをつくれないかというような議論。

期間は 2、3 カ月であったとしても、かなり議論の場というのが必要になってくると思いますが、そのあたりの計画はどうなのですか。

みどり推進課長

資料 1 - 1 のスケジュールを見ていただくと、区民会議を 3 月 16 日に行い、今後 5 月と 6 月に予定しています。緑化委員会も 7 月までに 2 回開催となりますが、この中で、細かいところまですべてを固めてつくっていくというわけではなく、基本的な新たな考え方、施策の新たな考え方というベースになる部分を考えていきたいと思っています。コミュニティーガーデンをどこにつくるのか、

あるいはどのような仕組みで区民と協働して取り組んでいくかというような、本当に具体的な部分は、区民会議でもこれからご意見をいただいでいくところです。しっかり形にしていくために、この後、この基本計画の中で、施策の方針あるいは項目の中で、細かい部分をまた提案したいと考えています。

いずれにしても細かい部分、みどりについては、かなり多岐にわたるものです。一つ一つがしっかり形になるには、まだまだ時間がかかるかと思えます。特に、農地については、基本法の絡み、あるいはそれぞれの所有者の農地への思いというものがあります。区が強制的に残させるということができないかわりに、いかに農業振興、さらなる発展をさせていくかを、これからも区としても考えていかななくてはならないですし、既に取り組んでいるところです。

B 委員                    緑化委員会 1 回、2 回というのではなくて、もっと集中して議論する場というのが何か必要な気がしましたが。

みどり推進課長        緑化委員会は 30 年度策定まで、まだかなり数多くあります。その中で、その内容、テーマを持って検討できればと考えています。それ以外は会議体を設置して会議を開いていく予定は今のところありませんので、議論の場の 1 つに区民会議を活用していきたいと考えています。

環境課長                平成 27 年度に、どのような指標をもってみどりを評価していったら良いのかというご議論を、小委員会をつくって行っていただきました。そうした場をこれからつくれるかという時間的な制約もありますし、なかなか難しいところがあります。先ほど緑被率の話や数的な目標という話が出ました。一方で何をやっていくかが大事だと今、委員からお話がありましたが、みどりの豊かさを、区民の方が何によって感じるのかというところが今回の議論の出発点でありました。それが緑被率なのか、そうではないのかというところがそもそもだったかと思えます。今回と次回の緑化委員会で、今日お示ししている資料もそうですが、どういったことが目指す方向なのかというところをぜひご議論をいただきつつ、その後の中間

まとめ、あと施策につなげさせていただければと考えています。

会 長

今ご意見いただいている点は、本日の審議案の本題にもかかわることかと思えます。少し前へ進めて、資料1-5と資料1-6になろうかと思えます。資料1-5の将来図及び目標設定の考え方、それから資料1-6にある将来像から導いた基本方針、あるいは施策の新しい方向性等、この資料1-5、1-6を中心に資料1-2から1-4までも含めて、ご質問、ご意見等をいただきます。いかがでしょうか。

C 委員

現行計画は緑被率30%や1人当たりの公園面積が指標ということで、単純ですが、ある意味非常にわかりやすい。それが達成できたかできないかというのは一目でわかりますが、今度は一目で見てもわからない嫌いがある。例えば区民のQOL（生活の質）というの、生活の質とは一体何かというのがなかなか具体的、定量的にわかりにくいのではないかと思います。それから活動指標という施策にどれだけ取り組んだかというの、それは数字としてはわかるのですが、取り組んだけれども成果が出なかったということでは困るので、この目標値をもう少しわかりやすい、かみ砕いたものにしないとまずいのではないかなという気がします。

それからもう一つ、みどりの機能とか、特性とか、様々あるのですが、私の考えでは、みどりというのはニアリーイコール自然だと思うのです。単にみどりで覆われていれば良いというものではなくて、樹木であっても落葉樹から常緑樹から様々あります。木の実がなるものや、針葉樹のように松ぼっくりのようなものができるものなど様々あって、そこには鳥が集まってきたり、草原には虫が来たりということが多様な自然、みどりの機能のかなり重要な部分だと思います。そのあたりが少し表現が足りないかなという気がしていますので、もう少し肉づけというか掘り下げをしていただければ良いと思います。

みどり推進課長 1点目の質という観点でわかりにくいというご意見についてです。今回、方針と方向性を出してしまして、具



体のところはまさに具体的な施策の中でどういうふうに質をわかってもらうか。これまでですと30%、6㎡という目標でそれぞれ取り組んできましたが、数字として見えても、それが成果として、あるいは取り組んでいる状態として目に見えないでいます。それを今度はわかるようにするために、資料1-6の指標例とのところで先ほどもご説明しましたが、練馬区一律ではなく、その地域ごとの特性によって、公園であれば何カ所増やしていこうとか、あるいは地域の公園面積を何%にしていこうとか、地域ごとにみどりというものを捉えていくという視点。それに加えて質というものをどのようにあらわしていくか、区民にとって本当に練馬のみどりって良いなど感じるところをあらわしていくかを具体的な施策の中で取り組んでいきたいと思っています。

また、みどりの機能、委員がおっしゃるのは生物多様性の部分も入っているのかと思います。こちら資料1-6の将来像あるいは基本方針、方向性の中に、文言としてはあらわしていませんが、当然入っています。具体的な施策の中で、その生物多様性というものを表現をしていきたいと考えています。

会 長

先ほどご説明がありましたように、本日と次回5月での委員の皆様のご意見を踏まえつつ、中間まとめの形に進めるということです。いかがでしょうか。

D委員

資料1-6の指標例のところで、例えばここに公園で、例えば子どもが自由に遊べる公園を地域ごとにとあるのですが、これは議会でも様々な議論が出たりもします。練馬の公園、いわゆる都立の公園のように広い公園ですと子どもが自由に遊べますが、実際は計画の中でつくられた公園というのは、もう子どもが遊べるような公園というのはなかなか少なく、公園という言葉1つとっても、様々な性格の公園があったりします。今回このような形で、例えば地域ごとに何カ所以上整備するとか、公園不足地域をどれぐらい改善するといったような、全体の資料をご準備する予定はあるのでしょうか。

みどり推進課長 区内の公園の分布図、区立公園、公共の大小を含めた

分布はあります。それにあわせて先ほどの緑被の分布も含めて、どこが少ないのか、あるいはどこが多いのかというところは表現できるかと思えます。それらをもとに、地域ごとの課題として、この地域では何が必要なのかを考えること。ましてや委員がおっしゃられたように公園にも様々あります。ただつくれば良いというものでもなく、今度は公園の中身の話になっていきますので、それはまた区民の声も聞きながらつくっていくという整備の考え方になります。

#### D 委員

ありがとうございます。今回のこのみどりの考え方というのは、1つは公園ですとか屋敷林、様々なみどりの分布といったところもありますし、一方で、練馬は広いので、地域ごとの特性、いわば横に広がるといいますか、縦の面、横の面、そういった両方の視点が必要なのではないかと、私個人として少し感じているところです。

それをどう指標、形として示していくかとなりますと、アプローチする方向性もありますが、やはり地域差といいますか地域の分布というようなもの、特に地域によってどう違うのかを、議論を進められるような資料を次のときにご用意いただければという意見です。

#### E 委員

先日資料が送られてきて、見て、今日の説明を受けたのですが、今ここにある将来像、これはかなり重要な位置を占めるのだと思いますが、感想で申し訳ないのですが、何かいま一つぴんときないのです。今も見直してみても、資料1-6の「将来像の案」で①、②、③、④と挙げてあるこれらのどこがみどりと関係しているのかと、単純にそう読める。多分いろいろと検討されてこれが出てきているということは、文章を見ればある程度、想像はつくのですが、特に④のタイトルで「自慢できるまち」とあるのが、みどりを自慢できるのが将来像というのが何かおかしい。本来の将来像は、ある姿があって、だから結果として自慢できるという形になっているものだと思います。結果として自慢できる状態になっていれば将来像が満たされているということかもしれないが、「自慢できるまち」が将来像というのは、いま一つぴんときないのです。

例えばそのように感じていて、それをもう少しうまく言えないのかと思います。①のQOLについても、QOLと1つの言葉で言えばそれで終わってしまいましたが、実はそのQOLの中のクオリティーがどういうクオリティーを将来像として描いているのかということ。QOLは何もみどりだけではなくて、ほかの様々な環境があって生活のQOLなので、ここでいうみどりに関係したクオリティーというのは一体何なのかということが、いま一つこの中から見えないと思います。将来像をもう少し見える形にして、私自身も、あるいはこれを先々見ていった区民の方も、その将来像をイメージできるようなものにしていきたいと、感想レベルなのですが、そのように思います。

みどり推進課長 将来像の案として4点出ささせていただいたわけですが、これだけだと、少し弱いというかインパクトがない、見えにくいというところはあるかもしれないのですが、その隣の「将来像から導いた基本方針」とセットで、細かくみどりが絡んでくるという表現にしています。従いましてこの将来像、これをどういう表現にするかというところは正直今、かなり悩んでいるところです。あまりにも現行の計画の将来像が単純明快はっきりし過ぎているだけに、この「将来像の案」は、ぼやっとしている印象、ぴんとこないというところがあるかと思います。皆様のご意見は多々あるかと思いますが、そのあたりも含めて、いろいろと考えていきたいと思っています。

E 委員 わかりました。こちらもまた考えて何か良いアイデアがあればお話しします。

会 長 ほかにいかがですか。

F 委員 すみません、少し遅れてしまいましたので、聞き逃しているところもあるかと思いますが、3点ほど、資料を見て感じたことです。

今、QOLの話が出ていました。先ほどほかの委員の方からも自然環境ということが出たのですが、生活の質

というのはあるのですが、そもそもみどりの質というところの視点が、もう少し盛り込まれると良いと私も思いました。例えば生物多様性的なことや生態系的なことです。そのようなところが、やはりみどりを考えていくうえではベースになるところだと思います。基盤といいますか、そこがなくてみどりだけたくさんあっても、それは豊かなという形にはならないかと思しますので、そのあたりがプラスされると良いかと思えます。

2つ目が、今、都市緑地法が国交省でも改正が進んでいて、非常に大きな都市緑地の転換期に入っているかと思えますが、その改正と今回の施策の方向性との関係や反映している点があるかどうかをお聞きします。

最後に指標例のところ、ご説明があったのかもしれないのですが、今、公園と街路樹については指標例があるのですが、国交省の改正案も民地の緑地というのを非常に取り上げていますが、民有地についての指標もつくっていくような形なのかをお聞きします。

みどり推進課長 1点目のみどりの質の中で、先ほど、ほかの委員からもありましたが、みどりだけではなく当然、生物あるいは水との絡みは出てくると思います。このあたりは、みどりの多機能性というところで全部くくっています。生物多様性も含めてどこまで盛り込められるか、ここの表現は、また考えていきたいと思えます。

2つ目の国の動向とのリンクですが、資料1-5の左側「行政としての課題」の一番上に国の動向があります。緑被率は緑の量の増加が緑の機能増大に単純にはつながらない、あるいは面積は指標として限界という考え方、あるいはQOLの向上に貢献するみどりを増やすための計画にしていく必要があるといった国の基本的な考え方が昨年出されたわけですが、これをベースに考えていかなくてもいけないと思えます。現行計画をつくったときは国がこのような考え方ではなく、とにかく数字にこだわる、増やしていくために数字を掲げていこうという傾向がありました。ここに来て、それが180度変わったというところは、我々自治体が計画をつくるうえでも当然、参考にし、考え方を同じにしなくてはいけないと思えます。

そして民有地の指標例につきましても、本日は公園と街路樹しか例を出していないのですが、今後も民有地の指標について、かなり多くのパターンが出てくるかと思えますので、いくつか例として考えてみたいと思います。

F 委員

ありがとうございます。多機能性というと、一言でくられてしまうので、今後、例えば普及啓発をしていくときに、何らかわたりやすい形でみどりの多機能性が示されていくところだと思いますし、生き物の多様性や自然が非常にベースであるということは、やはり言っていないとわからないところはあると思います。ほかの様々な機能もあると思いますが、そのあたりをあわせてPR、広めていくべきところだと思いますのでよろしくお願い致します。

あと国交省の改正は、一番大きいところはみどりの活用ということ。緑地で今活用されていないところ、または活用されないままに、また開発されてしまうところをどうしていくかということが非常に大きいと思いますので、そのあたりが指標例にも盛り込まれていくと良いと思います。

B 委員

指標というのはいつごろ決めるのでしょうか。

みどり推進課長 この中間まとめの中で固めていきたいと考えています。

B 委員

かなり時間的には短い。7月ぐらいまでにまとめてしまうということですか。

みどり推進課長 すみません。訂正いたします。この2回では簡単には決まらないところです。この指標のところも一緒に、具体の施策の検討の中で固まっていけるかと考えています。

B 委員

具体の施策というのはいつごろ決まるのでしょうか。

みどり推進課長 今回の資料1-6の点線までが、この7月中間まとめでまとめていきたいと考えています。それ以降の作業として、具体的な施策の検討に入ります。資料1-1のスケジュールを見ていただくとおり、7月以降、29年中に

かけて施策の柱、実施施策、また地域別の方針等といった内容を検討していきたいと考えています。

## B 委員

この具体的な指標をつくることと施策については慎重にならなくてはいけないことかと思えます。単純に例えば何カ所以上とか何%とか数字だけ入れて、それでもうできましたといっても、例えば、何カ所という指標だけだと小さいものでもいいとなってしまうので、面積的なものも必要かと思えますが、単純にこの数字だけということになってしまわないように、具体的にそのような土地が確保できる可能性、例えばこのあたりにはつくれるという見込みと一体になっていると良いと思えます。

街路樹についても、東京都が数字だけ何本と決めてやりましたが、小さいものを無理やり狭いところに植えることになってしまっています。それよりは道路延長とした方が良くかと思えますし、であれば、具体的にここの道路は植栽できそうだから、ここの場所ならつくれそうだということとあわせて、それぞれについて考えていくべきだと思えます。それはかなり準備にも慎重に、様々な人の意見を聞きながらということが必要になってくると思えます。

みどり推進課長 ありがとうございます。この指標例はあくまでも、このような感じで作っていきますというものです。具体的に公園、街路樹、民有地といった、本当に細かい部分になりましたら、その表現の仕方や数字については、かなりご意見をいただきながら固めていかなくてはならないものと考えています。

## 会 長

ほか、よろしいでしょうか。

## 副会長

資料1-6の将来像は、ソフトの軸で横方向に並んでいると思いますが、先ほどあった、地域性をどのようにみどりの基盤として評価できるかということは、やはりすごく大事な視点かと思えます。というのは、成果指標はどうしても地域ごとでないとならなくて具体的に積み上げにくいとか、定量化はさらにまた難しくなってくるという点が心配です。この横軸で整理して、それで通ればそれは良

いことなのですが、おそらく地域ごとのみどりの骨格にはどのような縦軸があり、地域ごとにどう違っていて、どういう機能が地域ごとにあるのかといったものを整理することによって、このようなソフトの組み直しされた施策と、地域ごとのみどりとつながりというのが見えてくるというのが大事ではないかと思います。そういった視点で、先ほどの成果指標をどういう形で持ってくるのかということ踏まえて、もう一度ハードの側面からの地域ごとのみどりの質の見直しと、ソフト面での将来像との施策との関連性を整理して、クロス様のイメージができてくると、どちらで将来像を描くのが適切なのかといったところも、より具体的になってくるかと思えます。

みどり推進課長 ありがとうございます。まさに委員がおっしゃるとおりで、地域ごとによっては全く指標ですら変わってくると思います。先ほど資料1-4で地区別の緑被率の図面の説明をしました。全体的に練馬区の東側部分は緑被が低い、逆に西側は緑被が高いという傾向の中で、これはやはり、農地に依存しているものも多い。そうした中で、どのようなみどりがどの地域にどのくらい必要なのかというところでは、クロスする部分では、かなり細かい話になってくると思います。また満足度というところでは、何でも増やせば良いのかというところと、また合致していくかどうかというのも考えなくてはいけないというところでは、かなりデリケートな部分になってくるかと思えます。いずれにしてもそのような作業も積み上げていく必要があると思います。

副会長

地域ごとにコミュニティーの質が違っていて、そこにおけるみどりの質も違うから、やはり多様性というものが生まれてくるわけで、それを一律的に指標化しようとするとうまくも無理が生じてくると思います。むしろ、そのような地域差をきちんと見せていくような指標のあり方といいますか、そういったものをきちんと検討できると良いと思います。

そもそもみどりの基本計画というのはみどりの骨格とはどうあるべきかというマスタープランですので、それ

が地域ごとにどういった効果をもたらすのかといった地点で、施策のレビューができるかと思いますので、社会的背景と、現状のみどりの分析というところを地域ごとに行ったものを、これにきちんとオーバーレイしていくことが大事だと思いました。

E 委員

少ししつこいようですが、先ほどの将来像のこの案の表現が、ぴんとこなかったとお話ししました。イメージとしてみれば、例えば②の「主体的にみどりと関わる暮らしを送れるまち」という将来像よりは、区民が日々の生活の中でみどりと頻繁にかかわっているという将来像ではないかと思うのです。②でしたら、例えば「区民がみどりと多く関わっている」という表現。単に「多く」では言葉足らずですが、「している」という状態です。③にしても、これは多分、みどりを守るコミュニティーがたくさんあるという状態ではないかと想像します。そういう区民が多くかかわっている。こういうコミュニティーが存在している。様々なみどりにかかわっているコミュニティーが存在する。そのコミュニティーでみどりが守られているという将来像ではないかと思えます。多分考えている背景が色々あるだろうと思えますが、何かそのように表現を変えていくことも考えてみてはいかがでしょうかと思えます。

みどり推進課長

ありがとうございます。「まち」という表現が、かなり広い視点でして、自分のうちの周りもまち、あるいは通勤で駅までの通う道路の環境のまち、あるいは練馬全体を含むまちというところで、「まち」という言葉を使いましたが、委員がおっしゃるように、そういう「まち」という表現ではなく、感じている部分といいますか、生活の中にどれだけ即せるのかというところをうまく表現できればと思います。そのあたりをまた検討していければと思います。

E 委員

よろしくお願いします。

環境部長

皆さまから様々な建設的なご意見をいただき、まことにありがとうございます。今も将来像の案を、これはあ



くまで案ということでお出ししましたが、行政の考える文章はかたくてわかりにくいというご指摘をよくいただいております。みどりの基本計画、みどり施策については、行政だけではだめで、区民の皆さんとともに行っていくということが必要だと考えています。区民の皆さんが、自分たちが主体となって練馬のみどりを守って育てていくのだという意識に、すくと落ちるような表現を私どもも考えていきたいと思っておりますので、柔軟な発想で、ぜひ多角的なご意見をいただければと思います。よろしくお願いたします。

会 長

ありがとうございます。今日ご議論いただいていることは、今日のご意見も踏まえて、次回もう1回ご意見を伺うということでしたので、また、資料をまとめていただきたいと思いますが、1点だけ私からの要望です。

わかりにくいというご意見もいくつかありましたが、資料1-6でいうと、一番右側の具体的な施策を導くためにというお話があったかと思えます。一般的に具体的な施策というと事業レベルのものをイメージしますので、それを前提とすると、この左側の施策の新しい方向性という部分では何を示したかったか、少し曖昧なのではないか、何が新しい方向性なのかなとも思えてしまい、具体性がないともとれます。これは新しい方向性を導くためには、こんな観点から考えたいというようにも読めるのですが、どちらかというところ、新しい方向性としてどんな点を、まさに施策の目玉としていくかを出していただいた方が良くと思います。特に今回の改正では、遠い将来であり実現性の見えないものを目標とするよりは、近未来のことを目標として、かなり実現可能なところを目標設定して、そこにいかに進むかということも改定の根本にあったかと思っておりますので、そのあたりも意識しながら、次回までにもう少しご検討いただけたらと思います。

今日の議論は、これまでで大体よろしいでしょうか。最後に少し、私の意見を入れましたが、時間の関係もありますので、審議事項(1)については、とりあえず閉じたいと思います。

続いて審議事項の2番目、諮問第194号「保護樹林の

指定解除について」の審議に移ります。事務局からご説明をお願いします。

みどり推進課長 それでは、保護樹林の指定解除の諮問文を読み上げ、あわせて資料の説明をします。  
(諮問文読み上げ、資料2説明)

会 長 ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

C 委員 緑化協力員Aブロックで、実は羽根木憩いの森で少しですが活動しています。毎年落ち葉を集めて腐葉土をつくったり、カブトムシの幼虫を飼ったりということをしています。改めて写真を見ると、結構大きなみどりで、貴重な場所だということがわかります。民有地ですから、売ってほかの方の所有になるというのはやむを得ないのですが、買い上げた人にも、この場所は練馬区内の場所なので、できるだけみどりを残して欲しいと、強制はできないにしても、協力を依頼するというようなことはできないものなんでしょうか。

みどり推進課長 3ページの写真にもありますように、現況、主に竹林になっています。この後の土地利用について具体的な話は入ってきていませんが、ただ、全くみどりがなくなるというのはあまりにも寂しい話ですので、何か植えていただきたいという願いはできるかと思えます。あとは所有者の意向次第ですが。

B 委員 所有者からの申請というのは、今までの所有者ですか、新しい所有者ですか。

みどり推進課長 今までの所有者です。

B 委員 新しい所有者とは何か話をされていないのですか。

みどり推進課長 まだしていません。

B 委員 であれば、場合によっては、新しい所有者が理解があ

れば、残るという可能性はないのでしょうか。

みどり推進課長 新しい所有者との話によっては、ここにもう少し木を植えようかという話の可能性はあります。ただ、今の形で残るというのはなかなか難しいかと思います。

開発調整課長 今般、林ということで、区に、新しい所有者から土地利用の申請があります。現在、この写真にありますように、ギザギザの鉄筋構造のマンションが建っているのですが、これを取り壊して、今回解除をした部分を含めて新たなマンション計画ということで申請が出てきています。この中では、区がみどりを愛し守りはぐくむ条例に基づき緑化の指導を行っていて、一定の緑化の空間を生んでもらうということで指導はさせてもらっているところではあります。

B 委員 この間の、都主催の講演会のときに、そのような事例の発表があったのですが、みどりの好きな人たちが自分たちで集まって、今まであった樹木を大切にしながらという非常に良い事例もありますので、そういった形で進められたら良いなと思いました。保護樹林のまま維持された場合にどんなメリットがあるかとかいうことも説明していただいて、なかなか難しいことかもしれませんが、うまくそういった事例も出てくると良いと思います。

みどり推進課長 引き続き保護樹林が継続されるのがベストですが、そういう意味では、ここに限らず、開発をされる場合は既存の樹木を生かした開発あるいは建築計画というのも今後もっと広めていく必要があるかと思っています。開発業者、デベロッパーも含め、今後そのような情報の提供もしていくことは重要だと思います。

会 長 よろしいのでしょうか。

それでは、新所有者とはまた様々な努力をしていただくということになりますが、現所有者からの申請にありました保護樹林の指定解除についてはやむなしということではよろしいのでしょうか。

(異議なし)

次に報告案件に移ります。保護樹木の新規指定並びに指定解除について、事務局からご説明をお願いします。

みどり推進課長 報告事項(1)、(2)の保護樹木の新規指定と指定解除について、一括して説明します。  
(資料3・資料4説明)

会 長 保護樹木の新規指定3件、指定解除8件についてご報告をいただきました。何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。  
特によろしいでしょうか。  
次に報告案件の3つ目、「みどりの区民会議」について、事務局からご報告をお願いします。

みどり推進課長 報告事項(3)「みどりの区民会議」についてです。  
(資料5説明)

会 長 みどりの区民会議についての報告をいただきました。何かご質問等ありますでしょうか。

A委員 2点確認させてください。落ち葉についてですが、堆肥化、そして子どもたちに人気のある落ち葉プールについてですが、東日本の大震災以降、環境省の通達で放射能数値をはかって、特に子どもの落ち葉プールは禁止通達が出ていたと思いますが、現状どうなっているか教えてください。

環境課長 今もカブトムシの森事業で、緑化協力員の協力をいただいて、落ち葉を使ってという事業をしていますが、その中では放射線測定をしています。その数値を確認したうえで行っているという状況です。現在の考え方ですが、ある場所の落ち葉を違う場所に持っていくことが基本的には禁止されています。基本的にと申しあげたのは、例えば別の場所から落ち葉を運んで、放射線測定をして、堆肥化するといったような場合には、事業計画を策定し、東京都に提出をして、了解がとれれば可能ということで、

少しハードルが高いという状況です。落ち葉を移動せず、発生した場所で落ち葉を使うこと自体は、それほど難しいことはないというのが現状です。

A 委員                    落ち葉のプールもそうですか。

環境課長                基本的にはその場で集めたものを、例えばある憩いの森で、憩いの森の落ち葉を集めて、そこで落ち葉のプールをやるというのは問題ないのですが、それを移動しようとする、ハードルが高くなるというのが現状です。

A 委員                    わかりました。国と東京都の通達等で決まりごとであればそれは仕方ないと思いますので、できる範囲で区民の意向が通るようにしていただきたいと思います。

そして、公園の花壇設置についてですが、良いことなのですが、公園の中で花壇の部分だけボランティアや特定の団体に管理をお願いした場合、意外と地域や町会とトラブルが起きるのです。どうしても花壇のところだけ主張して、公園全体の使い方として協議しないものから、花壇の設置自体は良いのですが、やはり地域でトラブルの起きないようにしていただきたいということを要望します。

みどり推進課長        まず、公園等の花壇管理は、区からお願いをして、ボランティアといいますか、わずかなお金でやっていただいています。もう一つ、公園の自主管理団体と公園を使う皆さんとのトラブルというのは本当にあってはならないことだと思います。花壇を管理していただいている方は、本当に良かれと思ってやっていますし、利用する人の支障になるようでは本末転倒になりますので、そのあたりトラブルがないように、花壇管理をしていただく方にもお話をし、また自主管理の団体にも、よく管理のあり方についてお話をし、使いやすい公園にしていきたいと思います。

F 委員                    今の花壇のことにに関してですが、私たちは中間支援のみどりの団体として、公園の改修や何らかの花壇をつくるというときに、よくコミュニティーガーデンをつくる

いったことをしています。やはり花壇が好きな人は花壇だけ見てしまいますが、でも、そこの管理をしてコミュニティーをつくっていくということが続けていただきたいということもあります。そこで、集まってきた方と地域の方が一緒になって懇談するような場とか、ワークショップとか、そのようなことを経ての花壇管理となると、非常に地域とうまく調和した形のガーデンができるといった例をいくつかつくってきています。何かそのような形で、花壇をつくる人と地域の人にトラブルが起こるようなことがないように、皆さんがコミュニティーをつくっていくような形にできると良いと思います。少し区民会議からはそれてしまいましたが、よろしく願います。

みどり推進課長 今日資料1-6の将来像の③にある、「地域コミュニティの醸成が進んだ安心して暮らせるまち」という中で、まさにみどりを介して、様々な地域の人、あるいは管理する人、利用する人の本当のコミュニティーの場となるようなみどり、あるいは公園でなくてはいけないと思います。そのためにもみどりの機能を十分に生かして住めるまち、最終的にはそんな地域にしていきたいと思えます。

C委員 最後のところに緑化協力員活動の見直しというのがあるが、我々も4グループから出ているのですが、何か具体的な指摘でもあったのでしょうか。参考になるようでしたら願います。

みどり推進課長 区内4ブロックに分けて緑化協力員活動をいろいろとさせていただいています。この見直しというのは、この活動が緑化協力員の中だけにとどまらず、ひいては町会、地域も連携していくような動きになれば、いわゆる緑化協力員だけがやるのではなくて、もっと地域で活動できるような、そんな取組になれば良いなという意味でご意見をいただいたものです。それも一理あるかと思えます。まさにコミュニティーの話になりますが、これもやはり皆さんのご理解で広げていかなくてはならない輪だと思います。

B 委員

この意見が今後どのように扱われるのか知りたいです。非常に良い意見がたくさん出てきていると思いますが、中には却下するものもあるかもしれません。この意見は採用だとか、この意見は却下だとか、あるいは採用するにあたっては具体的にどのように実現していくのかということについていつごろまでに誰がどういう形で決めるのでしょうか。

みどり推進課長

1回目、2回目で、まず、みどりに関して、公園に関して、あるいは落ち葉に関して、様々な意見をたくさん出していただきました。今回2回目は、ではどのようにアイデア提案を活用していくかということにきているわけです。今後、この意見が良いとか悪いとかではなく、これらの意見がみどりを残すために区民の皆さんと協働で、あるいは区民独自で動ける、そのような仕組みにつながっていける、ひいてはこの緑化委員会の協働という部分に、どこまで材料として入ってこられるかは、これからの区民会議で絞り込んでいく形になります。

従って100%受け入れられるということは難しいかと思いますが、その中で、みどりが残せる仕組みづくり、区民と一緒にみどりを守る仕組みづくりという形になるように、これからさらに突っ込んで議論していく会議になると思います。

環境課長

絞り込みとか採用するまたは却下するというお話がありました。区民会議はもともとどうすればみんなのみどりを守っていけるかを話し合おうということからスタートしています。今回アイデアをいただいて、例えばみどりの基本計画の施策の中に載ってくるものもあるかもしれませんし、施策を運用していく中で、アイデアとして皆さまに提供して、実際に行っていただくものもあるかもしれません。ですから、このアイデアの中から何かを絞るというわけではないと思っています。ただ、施策に取り上げる、取り上げないというところで少し色が出ることはあると思います。

B 委員

言いつ放し、聞きつ放しになってしまわないように、

区民会議から出てきた意見に基づいて、このようなことを実施しましたというのが、いくつかでも例で示されると良いと思います。そうでないとせっかく意見を言ったのにどうなったのかわからないままになってしまいます。もちろん全部ではないけれども、例えば5つでも6つでも、このような意見が具体的に施策に生かされたということが残ると良いと思います。

みどり推進課長 まさにおっしゃるとおり、意見をいただきっ放しというわけにはいきません。ただ、その場でまとめるというものでもありません。例えば公園の管理者として、こういう管理もあるのではというところは生かしていきたいと思います。あるいは我々が憩いの森等の管理、落ち葉の管理をする際にはそのような意見も参考に、少し動きを変えていきたい、変えていけそうなところは大いに参考にしていきたい、あるいは形としてつくっていきたいと強く思います。

G委員 確認です。この3月の16日の区民会議では、4番の内容で(1)(2)のことを話し合っていたいただいて、5番のところには、(1)のアイデア提案で出された意見の例を挙げていただいて、(2)の将来像については今日のみどりの基本計画の改定案のスケジュールの資料1-2に記載されているということでしょうか。

みどり推進課長 そのとおりです。

副会長 新たな考え方における将来像について、みどりの区民会議の将来像と、こちらの緑化委員会の将来像というのは、皆同じテーブルで検討されているという認識でよろしいのでしょうか。

みどり推進課長 まず、この基本計画の中で議論されているみどり施策の新たな考え方というのが一番もとにあります。その上に基本計画の改定がありますが、その新たな考え方と区民会議の意見、あるいは先ほどの意向調査の意見、あるいはこの場での意見というのは、基本的にみどりの考え方に全部つながっているものと考えています。分野は



当然違っているものはありますが、基本的にはそれらの意見を伺いながら組み立てていければと思います。

副会長 全体で考え方を共有するような機会は、特段予定はないのでしょうか。

みどり推進課長 区民会議での意見は、またこちらでもご報告しますし、区民会議におきましても、緑化委員会でこのような意見が出ました、あるいはこんな審議をしていますというところはお知らせしています。従いまして一堂に会することはありませんが、みどりをどうしていくのか、みどりはどうあるべきだという目的は全く同じです。ただ、こちらは審議をする場、諮問機関としての位置づけは区民会議より上位、大きなものになっています。

副会長 了解しました。もっと先の話だと思いますが、具体的な考え方ができた段階で、お互いできましたねというのが、イベント的にでも共有できると良いと思いました。

会 長 ほかはよろしいでしょうか。  
では、報告案件は以上にします。  
次、その他ですが、委員の皆さまから何かありますでしょうか。特になければ、事務局からお願いします。

みどり推進課長 それでは、次回の日程についてご報告します。次回の緑化委員会は5月の開催を予定しています。詳細が決まりましたら、なるべく早くにお知らせします。また、事前に送付できる資料も、なるべく差しかえがないようにまとめていきますので、いろいろとご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いします。決まり次第、日程をお知らせします。

会 長 次回委員会は5月開催ということで、改めてご案内しますということですのでよろしくお願いします。  
それでは、以上をもって、本日の緑化委員会は閉会とします。どうもありがとうございました。